

平成25年第4回江差町議会定例会資料 その3

資料18：江差町ほか2町学校給食組合「不適切食材購入」にかかる賞罰委員会設

置要綱 P 1

資料19：江差町職員懲戒処分の指針 P 2

資料20：各課が事務局、会計を担当している団体等一覧 P 5

資料21：子ども・子育て支援事業スケジュール P 8

江差町ほか2町学校給食組合「不適切食材購入」にかかる賞罰委員会設置要綱

(平成25年10月15日)

(設置)

第1条 個人消費を目的に食材の不適切購入に関わった調理員の懲戒(地方公務員法第29条)について適正に処理するため、江差町ほか2町学校給食組合賞罰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は組合長の諮問に応じて職員の賞罰に関して必要な事項を調査審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員7人以内をもって組織する。

2 委員長は副組合長とする。

3 委員は副組合長のほか、次の構成町役職者をもって充てる。

(1) 江差町 総務財政課長・政策推進課長

(2) 上ノ国町 副町長・総務課長

(3) 厚沢部町 副町長・総務課長

(委員長の職務権限及びその代理)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(召集)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

(会議及び議事)

第6条 会議は委員5名以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は関係職員を会議に出席させて、必要な説明を求め又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものを除く外、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

江差町職員懲戒処分の指針

(平成22年9月1日)

1. 基本事項

本指針は標準的な懲戒処分の量定を示したものである。

具体的な量定を決定に当たっては

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責と非違行為の関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為　　その他、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も総合的に考慮のうえ判断する。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることも考えられ、例えば

- (1) 標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として
 - ①非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質
 - ②非違行為を行った職員が管理職の地位にある時
 - ③過去に類似の非違行為を行ったことで懲戒処分を受けていること
- (2) 標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として
 - ①職員が自らの非違行為が発覚するまえに自主的に申し出たとき
 - ②非違行為に至った経過、その他の情状に特に斟酌すべきものがあるとき

なお、以下に掲げた標準例以外の類型については人事院が定める指針(平成12年3月31日)等を参考に量定を決定する。

2. 標準例**(1) 服 務****①勤務態度不良**

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

②秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

③入札談合等の関与する行為

町が入札等により行う契約の締結に関し、事業者その他の者に談合を^{そそのか}唆すこと、予定価格等の入札に関する秘密を教示すること、又はその他の方法により当該入札の公正を害する行為を行った職員は、免職又は停職とする。

④個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、その職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(2) 公金官物

①横領・窃取・詐欺

公金又は官物を横領・窃取した職員、人を欺いて公金又は官物を交付させた職員は、免職とする。

②諸給与の不適正受給

故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

③公金官物処理不適正

自己保管中の公金の流用等、公金又は官物の不適正は処理をした職員は、減給又は戒告とする。

④コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(3) 公務外非行

①障害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

②暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

③横領・窃盗・詐欺

他人の財物を横領・窃盗・詐欺した職員は免職とする。

④酩酊による粗野な言動

酩酊して、公共の場所において公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給または戒告とする。

(4) 飲酒運転

①酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。

この場合において人を死亡させ又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

②酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。

この場合において人を死亡させ又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

(5) 飲酒運転以外の交通事故（人身事故を伴うもの）と交通法規違反

①人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給（公務中及び事故後の措置義務違反をした職員は、免職又は停職）とする。

②人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告（事故後の措置義務違反をした職員は、停職又は減給）とする。

③著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

この場合において物損に係る交通事故を起して措置義務違反をした職員は停職又は減給とする。

*悪質な交通違反とは、無免許運転、50km/h以上の超過速度などの違反行為により付される基礎点数が10点以上の場合をいう。

(6) 監督責任

①指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

②非違行為の隠蔽、黙認

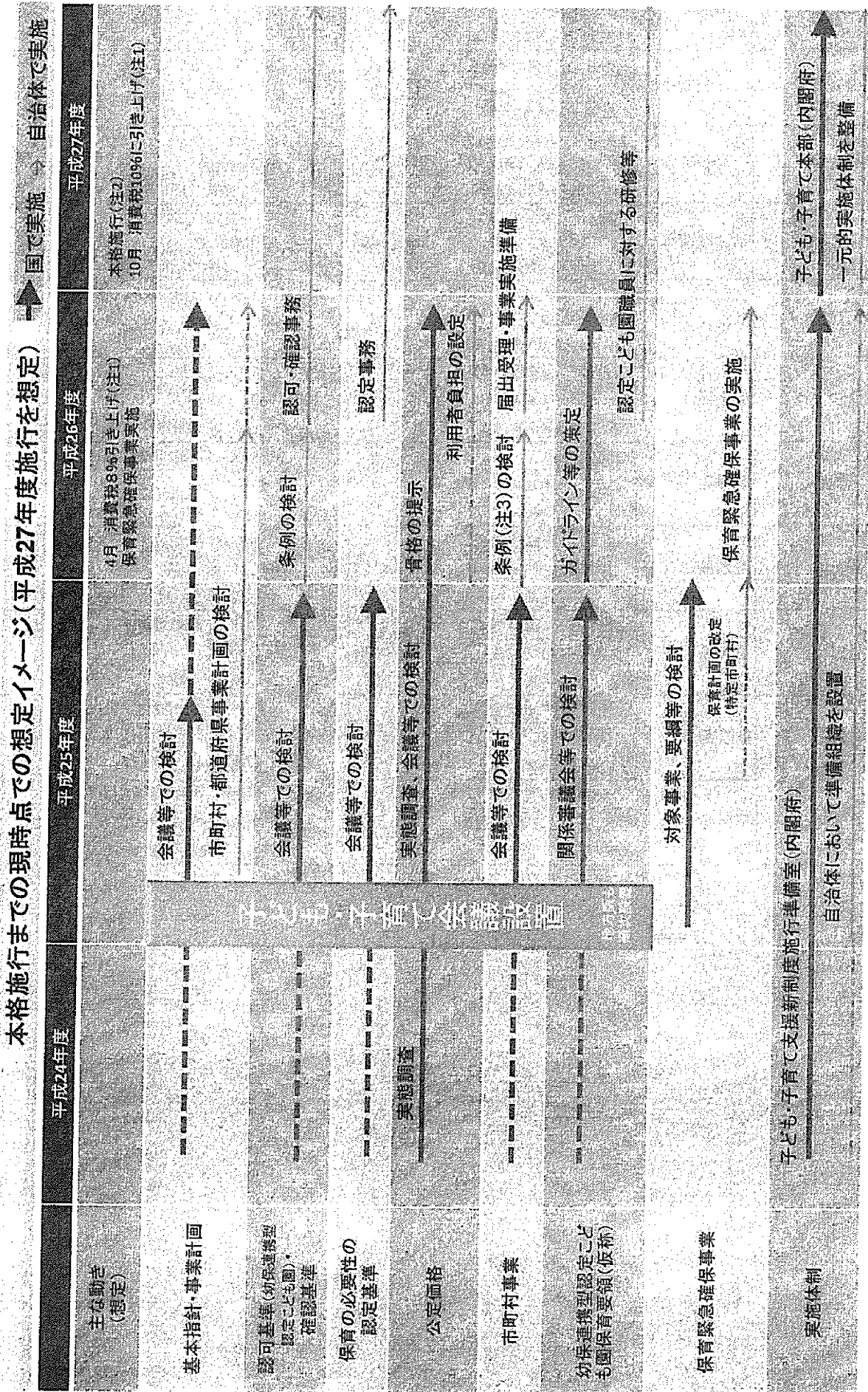
部下職員の非違行為を知ったのにも関わらず、その事実を隠蔽し又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

番号	所管課	係	団体名		事業費 (年間/千円)	主たる業務	
			事業概要			担当者	
1	総務財政課	総務係	江差町職員互助会		4,200	会費引去、支出、決算、総会等	
			職員の福利厚生事業	152人		係 1 会計等 係長1 総会等	
			会長 副町長・事務局長 課長				
2	総務財政課	総務係	自衛隊父兄会		60	会費納入、支出、決算、総会等	
			自衛隊入隊者父兄の情報交換	24人		係 1	
			会長 民間・事務局長 課長				
3	総務財政課	総務係	親鸞会		800	会費納入、支出、決算、総会等	
			官公署、経済界の長情報交換	21人		係 1 会計等 係長1 総会等	
			会長 町長・事務局長 課長				
4	町民福祉課	福祉係	江差町民生委員児童委員協議会		750	会費引去、支出、定例会の開催	
			委員の活動調整、研修	33人		決算、総会等	
			会長 民間・事務局長 課長			係長1	
5	町民福祉課	福祉係	江差町遺族会		150	会費徴収、支出、決算、総会等	
			戦没者遺族の援護等	25人		係 1	
			会長 民間・事務局長 課長				
6	町民福祉課	福祉係	江差町身体障害者福祉協会		450	会費徴収、支出、決算、総会	
			身体障害者援護事業	39人		事業等	
			会長 民間・事務局長 課長			係 1	
7	町民福祉課	福祉係	日本赤十字社江差町分区		2,020	社資(会費、寄付)徴収、支出	
			赤十字の精神に基づく支援	83人		決算、総会、各種事業等	
			会長 町長・事務局長 課長			係 1	
8	町民福祉課	福祉係	江差町赤十字奉仕団		240	会費徴収、支出、決算、総会等	
			赤十字の精神に基づく奉仕	101人		係 1	
			会長 民間・事務局長 課長				
9	政策推進課	政策推進係	おためし暮らし部会		25	住宅使用料契約、徴収、支出	
			移住・定住促進の住宅管理	10人		情報提供	
			会長 民間・事務局長 課長			係 1 係長 1	
10	環境住宅課	環境生活係	江差町交通安全運動推進協議会		443	負担金、町補助金、支出	
			交通安全運動の推進	113団体・12個人		決算、総会、事業等	
			会長 町長・事務局長 課長			係 1 会計等 係長1 総会等	
11	環境住宅課	環境生活係	江差町交通安全指導委員会		391	収入、支出、決算、総会、事業等	
			交通安全指導員の活動調整	12人		係 1 会計等 係長1 業務補佐等	
			会長 民間・事務局長 課長				
12	環境住宅課	環境生活係	江差町交通安全母の会		257	総会、事業等(会計事務なし)	
			交通安全の啓もう	12人		係 1 業務 係長1 業務補佐等	
			会長 民間・事務局長 課長				
13	環境住宅課	環境生活係	江差消費者協会		612	収入、支出、決算、総会、事業等	
			消費者行政に関すること	114人		係 1 会計等 係長1 業務補佐等	
			会長 民間・事務局長 課長				
14	環境住宅課	環境生活係	江差町防犯協会		222	収入、支出、決算、総会、事業等	
			防犯の啓もう	32団体		係 1 会計等 係長1 業務補佐等	
			会長 民間・事務局長 課長				
15	税務課	納税係	江差町役場納税貯蓄組合		3,700	各種税金の納期毎納付	
			職員の納税資金の貯蓄	43人		係 1 会計等	
			組合長 課長・事務局長 課長				
16	健康推進課	健康推進係	道立病院整備促進協議会		0	道、札幌大への要請行動	
			道立病院の機能充実促進5町			(会計管理事務なし)	
			会長 課長・事務局長 課長			課長 1	
17	健康推進課	健康推進係	江差町献血推進協議会		0	事業所への周知、協力広報	
			赤十字血液センター献血支援	人		(会計管理事務なし)	
			会長 町長・事務局長 課長			係 1	
18	農林水産課	農林係(林務)	江差町緑化推進委員会		310	収入、支出、決算、事業等	
			緑の羽根募金運動、事業	団体20		係長 1	
			会長 町長・事務局長 課長				

番号	所管課	係	団体名	事業費 (年間/千円)	主たる業務
			事業概要		担当者
19	農林水産課	農林係(林務)	北海道森と緑の会檜山支部	490	通帳・公印の管理のみ
			植栽事業、啓発 団体10		課長 1
			会長 町長・事務局長 課長		
20	農林水産課	農林係(林務)	檜山古事の森育成協議会	200	収入、支出、決算、事業等
			育樹作業 22人		係長 1
			会長 民間・事務局長 課長		
21	農林水産課	農林係(農務)	江差町地域再生協議会	1,789	収入、支出、決算、総会、運営等
			転作の希望、交付金の申請等 団体28		係 1
			会長 民間・事務局長 課長		
22	農林水産課	農林係(農務)	江差町農業担い手育成協議会	26,000	収入、支出、総会、運営
			新規就農者の育成等 10人		決算書作成は会計事務所
			会長 民間・事務局長 課長		係 2 係長1 課長
23	農林水産課	水産係	檜山造船公社	28,000	収入、支出、総会
			経理全般 8人		決算書作成は会計事務所
			社長 民間		係 1 係長 1
24	追分商工観光課	観光係	江差観光コンベンション協会	11,000	収入、支出、事業運営
			観光宣伝、イベント開催 171人・団体		決算、総会等
			会長 民間・事務局長 課長		係1 係長1 主幹1 課長1
25	追分商工観光課	観光係	姥神大神宮祭典協賛実行委員会	2,500	観光宣伝、イベント等
			渡御祭の運営 14団体		決算、総会等
			会長 民間・事務局長 課長		係1 係長1 主幹1 課長1
26	追分商工観光課	観光係	江差町文化遺産地域活性化推進協議会	4,650	収入、支出、事業運営
			文化遺産保存、伝承の推進 8団体		決算、総会等
			会長 民間・事務局長 課長		係1 係長1 主幹1 課長1
27	追分商工観光課	追分係	江差追分会	25,000	収入、支出、事業運営
			江差追分の保存伝承、普及 3,600人		決算、総会等
			会長 町長・事務局長 課長		係長1 主幹1 課長1
28	追分商工観光課	追分係	江差民芸団体連絡協議会	970	収入、支出、事業運営
			郷土芸能の保存伝承、普及 9団体)		決算、総会等
			会長 町長・事務局長 課長		係長1 主幹1 課長1
29	追分商工観光課	商工労働係	南檜山地域通年雇用促進支援協議会	2,100	収入、支出、事業運営
			南檜山地域季節労働者の雇用 17人		嘱託員 1 会計等 係長1 賃金等
			会長 町長・事務局長 課長		
30	追分商工観光課	商工労働係	江差町産業まつり実行委員会	246	収入、支出、事業運営
			地場産品の販売、宣伝等 17人		総会
			会長 民間・事務局長 課長		係 1 係長1
31	社会教育課	社会教育係	江差町体育協会	190	収入、支出、決算、総会、事業等
			スポーツ団体の育成等 20団体(500人)		係 2 会計等 係長1 事業運営等
			会長 民間・事務局長 課長		
32	社会教育課	社会教育係	江差町スポーツ少年団本部	228	収入、支出、決算、総会、事業等
			スポーツ少年団の育成等 9団体(209人)		役員会、各種大会
			会長 民間・事務局長 課長		係 2 会計等 係長1 事業運営等
33	社会教育課	社会教育係	江差カップオープンヨットレース実行委員会	190	収入、支出、決算、実行委員会、
			ヨットレース運営、普及 14人		事業等、会議、レセプション
			会長 教育長・事務局長 課長		係 2 事業運営 係長1 会計等
34	社会教育課	社会教育係	マスターズ陸上江差大会実行委員会	230	収入、支出、決算、事業等
			マスターズ大会運営、普及 16人		実行委員会、レセプション
			会長 民間・事務局長 課長		係 2 事業運営 係長1 会計等
35	社会教育課	社会教育係	檜山管内スポーツ推進委員協議会	240	収入、支出、決算、事業等
			スポーツ推進委員の助長 16人		評議委員会、役員会
			会長 民間・事務局長 課長		係 2 会計等 係長1 事業運営
36	社会教育課	社会教育係	シニアカレッジ江差学園	300	収入、支出、事業等
			生涯学習活動推進 36人		係 2 会計等 係長1 事業運営
			学長 民間・事務局長 課長		

番号	所管課	係	団体名	事業費 (年間/千円)	主たる業務
			事業概要		担当者
37	社会教育課	社会教育係	シニアカレッジ江差学園同窓会	80	収入、支出、事業等
			生涯学習活動推進 14人		係 2 会計等 係長1 事業運営
			会長 民間・事務局長 課長		
38	社会教育課	社会教育係	江差町青少年健全育成会議	150	収入、支出、事業等
			児童生徒、青少年生活健全 14人		役員会
			会長 民間・事務局長 課長		係 2 事業運営 係長1 会計等
39	社会教育課	社会教育係	檜山地域子ども会育成連絡協議会	143	収入、支出、事業等(かるた大会等)
			地域子ども会の発展育成 4町		総会等
			会長 民間・事務局長 課長		(係長 2) 事業運営、会計等
40	社会教育課	社会教育係	江差町文化協会	870	収入、支出、事業等(文化祭等)
			文化団体の育成等 42団体・4個人		総会等
			会長 民間・事務局長 課長		(係長 2) 事業運営、会計等
41	社会教育課	社会教育係	江差国際交流協会	0	収入、支出、事業等
			国際交流の推進 32人		※活動休止中
			会長 民間・事務局長 課長		
42	江差消防署	庶務係	江差消防署まとい会	150	収入、支出、決算、総会、事業等
			職員の福利厚生事業 23人		係 2 会計等 係長1 会計
			会長 署長・事務局長 係長		
43	江差消防署	庶務係	消防OB会	80	収入、支出、決算、総会、
			退職職員、団員の福利厚生事業 23人		係 2 会計等 係長1 会計
			会長 OB・事務局長 係長		
44	江差消防署	管理係	江差町消防団七七会	384	収入、支出(経理のみ)
			団員の親睦 10人		係 1 会計等 係長1 会計管理
			会長 副団長・会計事務 係長		
45	江差消防署	予防係	江差町防火管理者協会	120	収入、支出、事業等
			防火管理研究、情報交換 24団体		係 4 会計等
			会長 民間・事務局長 係長		
46	江差消防署	危険物係	江差町危険物安全協会	300	収入、支出、事業等(視察等)
			危険物事故防止研究等 17団体		係 2 会計等
			会長 民間・事務局長 係長		
47	ひのき荘	事務係	入荘者預かり金管理		通帳、印鑑等管理、出納簿
			入荘者個人支出の支払い事務		医療費等の支払い事務
			責任者 荘長		事務補助員1 事務係長 1

子ども・子育て支援事業スケジュール



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。